

第 3 4 号議案

品川区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例

品川区建築物不燃化促進助成条例（昭和 6 2 年品川区条例第 3 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 高齢者世帯等 次のアからカまでのいずれかに該当する者が属する世
帯をいう。

ア 6 5 歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規
定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3
号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け
ている者

オ 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条に規定する要介護認
定または要支援認定を受けている者

カ その他区長が認める者

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 高齢者世帯等に属する建築主が、建築助成対象建築物を建築するとき。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の品川区建築物不燃化促進助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に建築助成金の交付決定を受けた者について適用し、同日前に建築助成金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の品川区建築物不燃化促進助成条例第 7 条の規定により助成対象の確認を受けている者または申請している者は、それぞれ改正後の条例第 7 条の規定により建築助成対象の確認を受けた者または申請した者とみなす。

（説明）高齢者または障害者等が耐火建築物等を建築する際の助成金を拡充する必要がある。